



社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

# 常勤職員募集要項

(平成31年4月1日採用)

## 1 募集職種及び採用人員

職 種 社会福祉協議会に係る相談支援、生活支援、その他一般事務等  
採用人員 1名

## 2 受験資格

- (1) 国籍を問わず、「社会福祉士」または「精神保健福祉士」または「社会福祉主事任用資格」を有する方（平成31年3月末までに取得見込みの方含む）
- (2) 運転免許証（普通自動車）を所持し、業務で運転が可能な方
- (3) 地域福祉に関わる様々な課題の解決に向き合おうとする熱意のある方
- (4) 受験の制限（次のいずれかに該当する人は受験できません。）
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 社会福祉協議会職員として懲戒免職処分を受けた者
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 受験申込手続き

### (1) 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年1月23日（水）午後5時まで

※郵送の場合も、平成31年1月23日（水）午後5時までに必着

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(3) 申込書類 ①指定の『新宿区社会福祉協議会常勤職員採用選考申込書』（自筆）

※3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真を貼付してください。

②職務経歴書（A4版、横書き、ワード・手書き等不問、2ページ以内）

③連絡用返信封筒 定形長3型封筒に82円切手を貼付し、住所・氏名を記入したものを2枚（受験票および試験結果を送付する際に使用します。）

※上記①～③を、直接持参するか簡易書留郵便で郵送してください。

申込書類は一切お返ししません。

（採用選考終了後に責任もって破棄します。）

(4) 申込窓口 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 法人経営課

〒169-0075 新宿区高田馬場1丁目17番20号

☎03（5273）2941

## 4 試験日時・会場及び内容

### (1) 書類選考

書類選考後、書面にて選考結果を通知し、合格者には1次試験（筆記・小論文）の受験票をお送りします。

### (2) 1次試験〔筆記・作文〕（書類選考合格者対象）

①日 時 平成31年2月3日（日） 午前9時40分集合

②会 場 新宿区社会福祉協議会 地下会議室

③方 法 筆記（教養試験）及び小論文

④ 試験科目及び時間割

午前 10時 ～ 12時 教養試験 5肢択一式 40題  
午後 1時30分～ 3時30分 小論文(課題式 1, 200字程度)

⑤ 1次試験結果の通知

合格・不合格にかかわらず、1次試験の結果通知を平成31年2月8日(金)までに郵送により発送します。2月13日(水)までに通知が届かない場合は、電話でご連絡ください。

⑥ 留意事項

- ・試験開始時間(午前10時)以降の入室はできません。
- ・試験当日は、受験票、HBの鉛筆(シャープペンも可)と消しゴムをお持ちください。

(3) 2次試験(面接試験・1次試験合格者対象)

- ① 日 時 平成31年2月17日(日) 午前9時00分から(予定)
- ② 会 場 新宿区社会福祉協議会 地下会議室
- ③ 方 法 個別面接
- ④ 2次試験結果の通知

合格・不合格にかかわらず、2次試験の結果通知を平成31年2月19日(火)までに郵送により発送します。2月25日(月)までに通知が届かない場合は、電話でご連絡ください。

5 採用予定日 平成31年4月1日

6 勤務場所 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(高田馬場事務所又は東分室)

7 勤務条件

- (1) 勤務時間 1週38時間45分、週5日(午前8時30分～午後5時15分)
- (2) 有給休暇 年20日(採用年は15日)。その他に就業規程にもとづく休暇があります。(夏季休暇、育児休業、介護休暇等)
- (3) 休 日 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始  
職務内容により土・日・祝日の出勤があります。
- (4) 6ヶ月の試用期間後、勤務成績良好な場合に正式採用となります。  
なお、その他は、新宿区社会福祉協議会職員就業規程によります。

8 給与等

- (1) 初任給 219,500円程度  
この初任給は平成31年4月1日の給料月額に地域手当を加えたものです。  
試用期間(6か月)後の正式採用時に、職務経験による所定の加算があります。
- (2) 諸手当(新宿区社会福祉協議会職員給与規程により支給)
  - 通勤手当 限度額 月額55,000円
  - 賞 与 年3回(基準日 3月1日、6月1日、12月1日)
  - その他の手当 条件により住宅手当、扶養手当
  - 時間外勤務 おおむね月10～15時間程度
  - 退職金制度 あり(新宿区社会福祉協議会職員退職金規程による。)
- (3) 昇 給 あり(新宿区社会福祉協議会職員給与規程による。)

9 福利厚生制度

健康保険(協会健保)、厚生年金保険、労働保険等加入。公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター(ぱる新宿)に加入し、各種福利厚生事業を利用することができます。

10 申込・問合せ先

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目17番20号

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 担当者 田宮・玉置

☎03(5273)2941 ホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp>